

平成22年1月24日(日) 14:00開催

(1) 裁判員制度の概要説明

午後2時、参加者の方々には、実際に裁判員候補者として裁判所にお越しいただく際に最初に集まっていた部屋「裁判員候補者待機室」に集合していただきました。

そして、裁判所職員から裁判員制度の概要について約30分間説明を行いました。概要説明では、裁判員がどのような過程で選ばれていくのか、どのような事件が裁判員裁判で行われるのかなどについて説明しました。

裁判員候補者待機室



(2) 裁判員裁判で使用する施設の見学

裁判員裁判で使用する「裁判員候補者待機室」「質問手続室」「評議室」「100号法廷」の4部屋について、説明を受けながら見学していただきました。

各部屋の簡単な説明は次のとおりです。

100号法廷



裁判員候補者待機室

裁判員候補者としてお集まりいただき、裁判員を選ぶ手続を行う部屋。

質問手続室

裁判員を選ぶ手続の際に、裁判長から個別質問を行う部屋。

100号法廷

岡山で一番大きな裁判員裁判用法廷
傍聴席は98席。

評議室

被告人が有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑が相当かを裁判官3人と裁判員6人とで議論する部屋。

〇×クイズ



なお、100号法廷では、実際に裁判員が座る椅子などに座っていただいたり、審理を分かりやすくするために用いるOA機器などに触れたりしていただきました。

最後は、裁判員制度についての「〇×クイズ」に参加していただきました。

(3) 裁判員制度に関する質疑応答

参加者と裁判所職員とで質疑応答を行いました。質問と回答の一部は、次のとおりです。

質疑応答



Q 裁判員裁判の対象事件は裁判所が選んで決めているのか？

A 裁判所が選んでいるわけではなく、法律で定められた一定の重大な事件は、原則として裁判員裁判で行うことになっています。

例えば、殺人罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪、危険運転致死罪などがあります。

Q 評決の際の裁判長と裁判員の意見では1票の重みが違うのか？

A 評議を尽くしても、全員の意見が一致しなかったときは、多数決により評決します。この場合、裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持つこととなります。ただし、裁判員だけによる意見では、被告人に不利な判断（被告人が有罪か無罪かの評決の場面では、有罪の判断）をすることはできず、裁判官1人以上が多数意見に賛成していることが必要です。

Q 裁判を傍聴してみたいがどのような手続が必要か？

A 裁判は公開の法廷で行うこととされており、原則としてどなたでも傍聴することができます。事前に申し込む必要はありませんが、傍聴希望者が多い場合には、傍聴券交付手続を行うことがあります。

以上の日程で無事裁判員制度体験ツアーは終了しました。

参加者の皆様には、貴重なお休みにもかかわらず御参加くださり、誠にありがとうございました。